

平成28年度に建設工事で発生した事故事例（工具・資材 による事故）

【事故概要】

ダクト工事で使用するスパイラルダクトを電動丸鋸で切断作業中、スパイラルダクトが跳ね、左手に接触、負傷した。（丸鋸でパイプを切断中、パイプが回転し手指を負傷）

【事故原因】

・工具の取扱いに不慣れであった
（電動丸鋸を切断材料に対し斜めにあてたため、切断材料が跳ねた）

【改善対策】

・専用の切断工具の使用
・安全教育の徹底



【分類】資材、加工

【被害状況】左示指挫創、2週間通院

平成28年度に建設工事で発生した事故事例（工具・資材 による事故）

【事故概要】

型枠設置作業において、作業員1名がカッターナイフを用いて型枠材料を切断していた際、手元が狂い、材料を持っていた方の手を切傷した。

【事故原因】

・本人の不注意
(手元が不安定な状態で切断作業を実施した)

【改善対策】

・安全教育の徹底
(作業台の使用の徹底等)



【分類】資材、加工

【被害状況】(右示指切創 2週間外来通院)

平成29年度に建設工事で発生した事故事例（工具・資材による事故）

【事故概要】

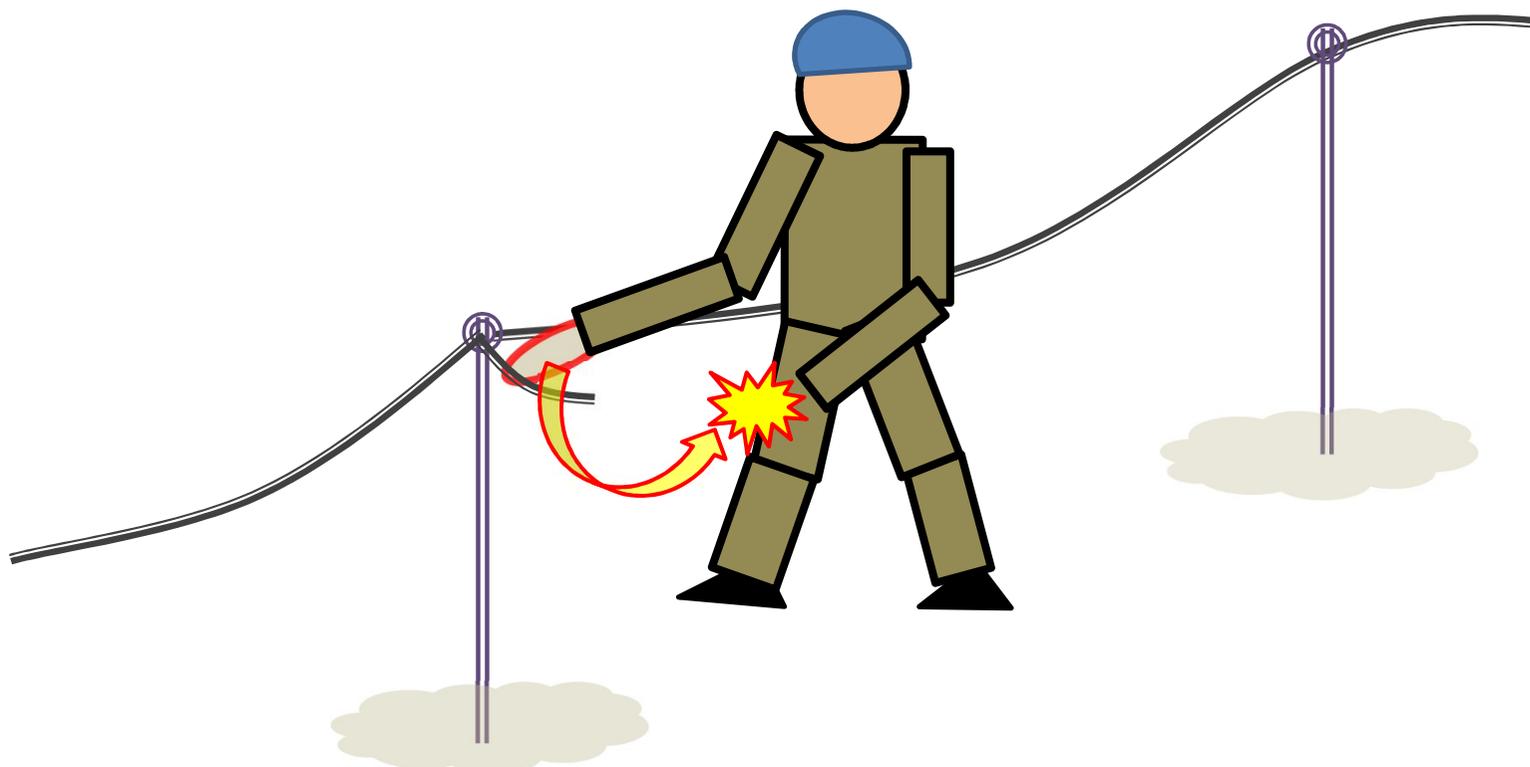
トラロープによる進入防止柵を設置する作業中に、鉄ピンに固定したトラロープの余りをカッターナイフで切断したところ、勢い余ってカッターナイフの刃が自分の右大腿に当たり切創した。

【事故原因】

- ・本人の仕事に対する慣れや不注意

【改善対策】

- ・カッターナイフの刃を自分に向けた切断作業は行わない
- ・一度に切断しようとせず、徐々に切断する
- ・カッターナイフの使用について手順書に追記する



【分類】資材、加工

【被害状況】右大腿部切創、全治10日間

平成29年度に建設工事で発生した事故事例（工具・資材による事故）

【事故概要】

型枠材加工のため携帯用丸鋸盤で切断作業を実施していたところ、丸鋸盤の歯が挫に食い込んだ。その際、丸鋸盤が歯の回転により前転し、被災者の手が引っ張られ、勢いにより手から離れるも、慣性により回転する歯に右手人差し指第2関節付近が触れ切創を負った。

【事故原因】

- ・携帯用丸鋸盤の整備、点検が不十分であったため、接触予防のための安全カバーが有効に作動しなかった

【改善対策】

- ・工具等は持込時に点検を行い、現場代理人の確認を受ける
- ・細部まで具体的な手順書を作成し、作業手順書をもとに危険防止についてKYで確認する
- ・工具等の使用者は、作業前に点検を行い記録する



丸鋸盤の歯が材に食い込む



丸鋸盤が前転、勢いにより手から離れる



接触防止用の安全カバーが閉じていない

上向きになった丸鋸盤の歯が慣性で回転しており、右手人差し指が触れ切創

正常な携帯用丸鋸盤



正常な状態なら、安全カバーが作動して歯を覆い、触れても負傷等を防ぐ

【分類】 資材、加工

【被害状況】 右示指開放骨折、全治2ヶ月

令和3年度に建設工事で発生した事故事例（工具・資材事故）

【事故概要】

災害復旧工事において、作業員が桟木を電動丸鋸で切断中、キックバックの発生により、右手甲を負傷したもの。

【事故原因】

- ・請負業者は、使用前に機械の安全点検を実施しており、さらに電動丸のこぎりを含む機械全般に対する安全教育を実施していたが、被災した作業員の注意力が不足していた。
- ・電動丸鋸で、切断作業を行っていた作業員は、桟木を斜めに切断しようとし、切断ライン上に右手の甲が入る形となったため、キックバックにより負傷することとなった。

【改善対策】

- ・斜め加工を伴う桟木の切断に、電動丸のこぎりを使用しない。
- ・電動丸のこぎりを使用する際は、切断ライン上に体や手を入れない。
- ・改善対策は、新規入場者教育及び施工計画書（作業手順）に追記するとともに、朝礼時の危険予知活動や月に一度の安全訓練時に作業員に周知する。

事故状況現場写真



切断ライン上に手、体が入っていた。

【分類】資材、加工

【被害状況】業者人身 男 1人

右手背部挫創、右示指伸筋腱断裂 第2中手骨不全骨折(加療2か月)